廃炉に向けた取組に関する動画制作事業 業務委託仕様書(案)

1 委託する事業名

廃炉に向けた取組に関する動画制作事業

2 委託期間

契約締結日から令和2年3月27日まで

3 事業目的

福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組状況や本県が実施する安全確保に向けた監視体制等について理解促進を図ることを目的に動画コンテンツを制作し、本県の公式 YouTube チャンネル及び当課のホームページ等を通じ配信するとともに、各種イベントでのPRに使用するなど情報発信のツールとして活用する。

4 委託内容

(1)基本的事項

福島第一原子力発電所における廃炉に向けた取組及び本県の安全監視体制に関する動画コンテンツを制作すること。

(2)動画コンテンツ制作

動画コンテンツは、以下の点を踏まえ、制作するものとする。

(ア) 解説動画

福島第一原子力発電所における廃炉に向けた取組は、「福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ (以下、ロードマップ)」に示されている4つの具体的対策(汚染水対策、使用済燃料の取り出し、燃料デブリの取り出し、廃棄物対策)が進められている。また、福島県は、廃炉に向けた取組が安全且つ着実に進められているかを監視・確認する体制を築いている。このような廃炉に向けた取組や県の安全監視・確認体制について、わかりやすく解説をする動画を制作すること。字幕等の文字、画像、音楽、効果音、ナレーションの統一感を総合的に構成した上で、解説動画のテーマや内容を提案し、県と協議の上、内容を決定すること。なお、動画は、小学校高学年の児童が理解できるようなものすること。

(イ) 関心のきっかけを持たせるための動画

福島第一原子力発電所や廃炉に対する興味・関心が薄れている。その半面、事故当時の印象が残っており、漠然とした不安や懸念が拭い去れていない。

福島第一原子力発電所においては、現在も 4,000 名を越える作業員が日夜作業をしており、卓越した技術を持った方々が作業に従事している。また、先端技術の開発や活用も行われており、現場は日々動いている。福島県職員も平日は毎日原発の構内で作業の進捗の確認やトラブル対処の確認を行っている。このように、福島第一原子力発電所が動いている日常を紹介し、関心のきっかけを持てるような動画を制作する。主なターゲット層は、動画の視聴率の比較的高い20代から40代とし、ターゲット層に合わせた手法、テーマ、内容を提案し、県と協議の上、内容を決定すること。

(3)動画コンテンツの本数

上記4(2)(ア)については、短編の2本以上で構成するものとし、短編同士を繋げることで動画配信のみならずイベントや課外授業等での活用も可能となるような作りとすること。制作本数については、最適な本数を提案すること。

(イ)については、1本以上の動画を制作することを必須とするが、その本数については、適切な本数を提案すること。なお、動画の本数の提案は、予算の範囲内とすること。

(4)動画再生時間

上記4(2)(ア)及び(イ)いずれも1本あたり3分以内の最適な再生時間を提案し、本県と協議の上、決定すること。

(5) 効果的な広報

動画をより多くの方に視聴してもらうための効果的な広報手法を 提案し、その視聴回数の目標を設定すること。また、広く発信を行 うための提案を行うこと。

(6) 動画の用途

本県の公式YouTubeチャンネル及び本県原子力安全対策課のHP 等を通じ配信するとともに、各種イベントや関係する機関のホームページ等での二次使用を行う。また、ポスター、パンフレット等への掲載等を行う場合がある。

従って、二次使用するにあたり、第三者の有する著作権その他の 権利を侵害することがないよう、各種コンテンツの制作等に当たっ ては必要な許諾を得ること。

(7) その他

本事業の目的達成のために、動画コンテンツ数を増やすことや SNS等を活用した情報発信等、必要と思われる企画についても、予 算の範囲内において、追加で提案することができる。

5 留意事項

- (1)業務の詳細について県と協議の上決定し、進捗状況を綿密に県に報告すること。特に工程管理については、定期的に書面で報告をすること。
- (2) 撮影、編集、調査、報告等の一切の経費(交通費、宿泊費、車両費、コーディネート費、各種データ費等)は、全て事業費に含むこと。
- (3) 採用した企画等の権利及び本業務の実施に伴う制作物等の特許権及び 著作権等は、県に帰属する。
- (4)福島第一原子力発電所構内での撮影が想定されるので、被ばく管理等を含む社内規定に沿って、業務を遂行すること。なお、福島第一原子力発電所への一時立入者の被ばく線量は100マイクロシーベルト/日に制限されており、これを超えるような撮影日程を本県が指示することはない。
- (5) 撮影においては、事前に管理者等に撮影及び動画配信の許可を得ること。なお、福島第一原子力発電所構内の撮影については、その日程や撮影場所については、本県と協議の上決定し、本県が東京電力ホールディングス株式会社と調整を行う。また、構内への一時立入に係る手続きについては、本県が行うものとする。手続きに必要な個人情報や機材の情報等については、本県が指示した場合に速やかに提出するものとする。提出された個人情報等は、一時立入の手続きにのみ使用するものである。
- (6)福島第一原子力発電所構内での撮影は、核物質防護の観点から撮影が 禁止されている箇所があるので、撮影には細心の注意を払い、東京電 カホールディングス株式会社の指示に従うこと。また、撮影したもの (動画及び静止画)は、東京電力ホールディングス株式会社が確認を 行い、核物質防護の観点から動画や静止画を削除する場合があるので 留意すること。
- (7) 福島第一原子力発電所構内への撮影機材の持ち込みは、その数が制限されるので、留意すること。基本的には、スチール及び/もしくはムービーのカメラが合計2台までの持込となる。ドローンでの撮影は禁止されているので、提案しないこと。また、構内に持ち込める荷物は必要最小限とすること。

- (8)福島第一原子力発電所構内において、万が一の事態が発生した場合は、 東京電力ホールディングス株式会社及び同行する本県職員の指示に従 うこと。
- (9)福島第一原子力発電所までの移動において、帰還困難区域を通過する場合は、本県が許可の手続きを行い、通行車両証明書を発行する。手続きに必要な車輌情報や個人情報を提出すること。なお、提出された車輌情報や個人情報は、通行車両証明書の発行の手続きにのみ使用するものである。

6 成果品

委託契約書第10条第1項に定める成果品は次のとおりとする。

本事業において制作した動画コンテンツを以下のファイル形式のとおり納品すること。

(1)動画コンテンツ

4(2)に示されたそれぞれの用途に応じたファイル形式で納品すること。

(ア) データ版

加工を行うことなく、HPやYouTube等のSNSにアップロードできるもの。日本語版及び英語字幕挿入版をそれぞれ納品すること。

- (イ) メディア版
 - 日本語版及び英語字幕挿入版をプレーヤー等で再生可能な DVDで、それぞれ10枚を納品すること。
- (2) その他、県が必要と認めるもの

7 その他

- (1)本仕様書に定められた業務内容の実施にあたっては、追加の費用負担が生じた場合においても、それが仕様を満たすために当然必要と認められるものについては、原則として受託者の負担とする。
- (2)受託者がやむをえない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議し、承認を得ること。
- (3)本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が 生じたときは、協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事 項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務 に含まれるものとする。